

違反転用農地の取扱いに関する説明会

第一部 中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて

○説明要旨

- 1 中山間地域等直接支払交付金（以下「交付金」という。）の返還額が変更
集落からの返還額 1億5,856万5,000円 → 893万3,000円
- 2 交付金制度
 - ・ 中山間地域の集落などを単位に農用地を維持・管理していくための協定を締結して農業生産活動などを行い、面積に応じて交付金が交付される。
 - ・ 5年間の協定期間中に農業生産活動などが行われなくなった場合（＝協定違反）、協定の認定年度に遡って交付金を返還する。
- 3 交付金の返還対象
 - ・ 第5期対策 協定違反農用地分
 - ・ 第4期対策 協定農用地の全て
- 4 交付金の返還額が変更となった理由
 - ・ 第4期対策分は協定農用地の全ての交付金を返還するとされており、これまでに市は岩手県を通じて国と調整し、返還対象や返還額について一定の方向を確認 → 令和6年7月20日以降、協定集落や議会に説明
 - ・ これと並行し、市は交付金の返還額の減額について、岩手県を通じて国に要望
→ 調整の結果、第4期対策分は第5期対策分と同様に、協定違反農用地分のみ返還となった。
- 5 今後の進め方
 - ・ 返還金に関する予算措置
 - ・ 協定集落の代表者あてに返還金の納付書をお届けしながら納付相談を実施
 - ・ 納期は、令和7年3月末日

○ 質疑応答の概要

No.	質問・意見の要旨	回答の要旨	担当
1	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 東山地域では、盛土した農地には畦畔さえあればいいという認識だ。農地現状変更届を提出して工事を行い、問題は指摘されなかったので責任は全て市にある。集落では交付金の返還に応じられない。 ▪ 交付金を返還すれば、自分の非を認めることになる。 ▪ 最初の事例で、市の担当者が違反と判断できていれば他の農家は盛土をしなかったと思う。農家だけが責任を問われるのは納得できない。返還額をゼロにしてほしい。 ▪ 盛土をした人からは、草刈りをするのが嫌で楽をしたいからという話を聞いている。市を責めてばかりいるが、盛土をした人にも責任がある。みんなで返還しよう。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 農地現状変更届により行われた盛土の最初のケースで、農地として適格ではないということを確認に判断できなかったことが、2例目、3例目の発生に結びついたものと捉えている。その責任があると判断したことから、市長、副市長、関係職員の処分を行った。 ▪ なぜこのようなことが起きたのか調査を進めていくことと、二度とこのようなことがないよう、仕事の仕方や体制を作っていくこと、耕作者の皆様に十分ご理解をいただけるような状況を形成していくことが最終的な到達点であると考える。 ▪ 交付金の返還については、全てを市が単独で決められるものではなく、相手方である国や県と調整して行わなければならない。本日は、それらの調整をした上で説明をしているところであり、返還額をゼロとする取扱いにはならない。 	農林部
2	<ul style="list-style-type: none"> ▪ なぜ市の負担分も返還を求められるのか理解できない。 (集落への交付金＝国 1/2＋県 1/4＋市 1/4) 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 市では、先行して国や県に4分の3の額を返還する。これらの原資は、全て市民の皆様の税金である。集落に交付した交付金のうち、市が負担する4分の1も含めて集落に返還を求めることについては、国の制度に則って行うもの。協定違反農用地に係る交付金は、全て不当利得として扱われる。 	農林部

No.	質問・意見の要旨	回答の要旨	担当
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金は収入として申告し、税金を支払っている。返還を求められても大変だ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、各集落と個別に納付相談を予定しており、ご意見などを聞きながらご理解していただけるよう努めていく。 	農林部
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4期対策は、事業が終了して会計を閉じている。返還を求められても納得いかない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5期対策の期間になってから農地が農地ではない状態になっているところがあると判明し、同様のケースがないかを調査したところ、第4期対策分でも該当するところがあったため、返還を求めるもの。(中山間地域等直接支払交付金実施要領による。) 	農林部
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納期を令和7年3月末日とした根拠はなにか。 ・ 納期までに納付しなければどうなるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主返還であり、国及び地方自治体における会計年度の区切りである年度末を納付期限とし、市から県、国に申し出たものである。 ・ 市には様々な債権があり、あらゆるものに納付期限がある。それを超過したものは滞納繰越分として管理を続け、引き続き納付をお願いすることになる。 	農林部

違反転用農地の取扱いに関する説明会

第二部 農地法制度について

○説明要旨

1 説明会の趣旨

- ・ 石灰砂礫土で盛土した農地は、令和3年に最初の事案を確認して以降、同様の事案の調査、対象者からの聞き取り、現地調査を実施し、県や国と相談を行ってきた。
- ・ これらの事案の解決方法について一定の方向性を示すことができるまでに、さらに時間を要する見込みであることから、中山間地域等直接支払交付金の取扱いの説明に併せ、農地法制度について説明をする機会を設けたもの。

2 農地の定義

- ・ 「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「耕作」とは作物を栽培すること。

3 農地現状変更届出制度の概要

- ・ 農地の現状変更とは、農地を農地として利用する目的で行う次のもの。
耕作可能な土質による盛土、切土等による改良工事 または 2アール未満の農業用施設の設置
- ・ 届出人が提出する誓約書に記載されている主な内容
 - ア 「届出目的以外の土地利用を行いません。」
 - イ 「盛土する場合は、表土の土質が農耕に適したものを用います。」
 - ウ 「工事完了後、速やかに耕作を再開いたします。」

4 違反転用農地と判断した理由

- ・ 土質が、農耕に適しているものではなく、客観的に見て耕作に供されるものと認められない。
※ 農地現状変更届出書に記載された利用目的どおりの土地利用となっていない。

5 違反転用農地に係るこれまでの経緯

6 違反転用農地に対する農地法上の取扱い

○ 質疑応答の概要

No.	質問・意見の要旨	回答の要旨	担当
1	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 農業委員会では、農地現状変更届出書に毎回記載されている業者を見て疑問に思わなかったのか。 ▪ 農地現状変更届出書を提出して工事を行い、工事完了報告書には完成した写真を貼付している。農業委員会では、その写真を見て、石灰砂礫土による盛土だと判断できなかったのか。工事の完成確認は、現地に立ち合うのか、書類だけなのか。 ▪ 東山地域では、盛土が始まった初期のころから、埋立てに石灰砂礫土を入れていたことは農業委員会でも知っていたのではなかったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 農地現状変更届は、農地を農地として使用するものであり、提出していただいた誓約書の記載事項を踏まえて工事を行うことになっている。届出には、石灰砂礫土で盛土を行うとはされておらず、農地として利用される前提で手続きを行っていた。 工事完了報告書に添付されていた写真では適否が判断できていなかった。現地に出向いて確認すべきだった。 ▪ 令和3年度に問題がある農地を確認した。その後の調査で、平成27年度から同様の事案があることが分かった。 	農業委員会

No.	質問・意見の要旨	回答の要旨	担当
2	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 農地現状変更届を提出し、表土を入れて完了報告書を提出したが、違反転用とされている。どういう要件を満たせば農地として認められるのか、農業委員会では示すことができたはず。農地として認められる基準はあるのか。 ▪ 農地現状変更届を提出し、工事の途中で中止させられた。現地は凹凸があり、今のままでは何もできない。何とかしてほしい。 ▪ 測量を行い、農地現状変更届を提出して工事を行った。このような工事はできないと言われれば実施しなかった。今後、どうしたいか教えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 表土の厚さ不足により耕作できる状態にないと判断し、違反転用状態とした。表土の厚さには、当時も現在も定めはない。 要綱の遵守事項や誓約書の誓約事項が考え方の基準となる。何を栽培するかにより表土が十分かどうかを判断する。工事が終わった段階で、具体的な指導がなかったことは申し訳ない。 ▪ 工事を中止していただいたのは、違反転用は原則として原状回復であり全量撤去となることが想定されたためである。 ▪ 一筆ごとに盛土に至った経緯を踏まえ、どのような是正としていけばよいか、方向性を定めていかなければならないが、件数が非常に多く、盛土に至った背景や経緯も異なることから時間がかかっている。早く進めたい思いはあり、所有者や耕作者の皆様から早く進めてほしいとの声があることは承知している。 	農業委員会
3	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 農地現状変更届出書は書類が整っていれば受理するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 農地現状変更届出書は、記載内容に不備がなく、提出書類が整っていれば、当時は受理していた。現在は、届出の際に営農計画の確認を行うほか、所有者や耕作者本人から提出してもらうことにしている。 	農業委員会

No.	質問・意見の要旨	回答の要旨	担当
4	<ul style="list-style-type: none"> この問題の最終的な判断はいつになるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、お示しできる状況にはない。 	農業委員会
5	<ul style="list-style-type: none"> 県から是正の指導や命令が出されて、従わない場合は行政代執行になるのか。行政側に非がないと誰が決めるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本日の資料は、制度の説明をしたものであり、行政代執行も否定できない。 行政に非がないかどうかは、お示しできる状況にはない。 	農業委員会
6	<ul style="list-style-type: none"> 市のホームページなどで、この問題の進捗状況などについて情報発信してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域等直接支払交付金に関しては、令和6年7月20日に開催した説明会や、これまで議会の調査特別委員会で説明した内容については、市のホームページに掲載しているのでご覧いただきたい。 農地に関しては、皆様にお知らせできる状況にはなっておらず、本日、初めて制度の説明を行った。本日の資料も、後日、公表する。 	農業委員会